

## 我が国の防災・減災体制のあり方に関する懇話会設置要綱

### （設置）

第1条 我が国の防災・減災体制のあり方について、学識者及び国や県の実務経験者から意見を得るため、「我が国の防災・減災体制のあり方に関する懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大規模災害時における我が国の対策・対応に係る課題の抽出に関すること。
- (2) 防災庁（仮称）の創設などこれからの我が国の防災・減災体制に求められること。
- (3) その他我が国の防災・減災体制のあり方の検討にあたって必要なこと。

### （組織）

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員をもって充てる。

- 2 委員の任期は1年（年度単位）とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （座長）

第4条 懇話会に、座長を置く。

- 2 座長は、人と防災未来センター長 河田 恵昭 と定める。

### （参集範囲）

第5条 座長が必要と認めるときは、委員の招集範囲を変更すること、又は会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### （謝金）

第6条 懇話会の委員が会議その他の懇話会の職務に従事したとき及び座長等が出席を求めた外部の専門家等が会議に出席したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

### （旅費）

第7条 委員が会議その他懇話会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したとき及び出席を求めた外部の専門家等が会議に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、実費とする。

### （庶務）

第8条 懇話会の庶務は、関西広域連合広域防災局において処理する。

### （補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

この要綱は、平成28年 7月 8日から施行する。

別表 委員

| 氏 名   | 所 属 ・ 職 (主なもの)                        |
|-------|---------------------------------------|
| 岩田 孝仁 | 静岡大学防災総合センター教授                        |
| 河田 恵昭 | 人と防災未来センター長<br>関西大学社会安全研究センター長・特別任命教授 |
| 齋藤 富雄 | 関西国際大学セーフティマネジメント教育研究センター長            |
| 武田 文男 | 政策研究大学院大学教授                           |
| 田村 圭子 | 新潟大学危機管理室教授                           |
| 中林 一樹 | 明治大学大学院政治経済学研究科特任教授                   |
| 紅谷 昇平 | 兵庫県立大学防災教育研究センター准教授                   |
| 御厨 貴  | 東京大学名誉教授                              |
| 山崎 栄一 | 関西大学社会安全学部教授                          |
| 山崎 登  | 日本放送協会解説主幹                            |

委員等の謝金については、次のとおりとする。

1 懇話会

座長、その他の委員及び 日額 8, 0 0 0 円  
出席を求めた専門家等

2 委員がその他の職務に従事したとき

日額 8, 0 0 0 円